

困ったら一人で悩まず 行政相談



総務省



行政苦情110番 全国共通番号



お こまりなら まる まる くじょー ひゃくとおぼん

0570-090110

この電話は、お近くの総務省行政相談センター「**まぐみみ**」につながります。

(注)NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料金がかかります。携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。全国の各行政相談センターの直通電話番号は、裏表紙をご覧ください。

インターネットによる相談



行政相談受付

検索

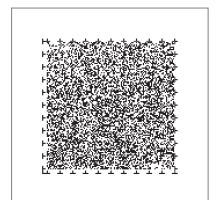


行政相談委員への相談



あなたの街の行政相談所

検索



このマークは音声コードです。

国の仕事や手続、サービスについて 困っていることはありませんか？

どんな小さなことでも、まずはご相談ください

総務省の行政相談は、幅広い行政分野の相談に対応しています。

行政相談とは？

国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。無料で相談でき、秘密は固く守られます。

総務省行政相談センターや市(区)町村ごとに委嘱された行政相談委員が、地域の身近な場所で相談所を開き、国民の皆様からのご相談を受け付けています。

総務省行政相談センター **まぐみみ** でご相談いただけます

電話による相談(行政苦情110番)

お こまりなら まる まる くじょー ひやくとおぼん

全国共通番号 ▶ **0570-090110**

- (注) ● NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。
- 都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターにつながる場合があります。
 - 一部のIP電話では、ご利用できない場合があります。その場合は、総務省行政相談センターの直通電話番号(裏表紙に記載)におかけください。
 - 相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため録音させていただいております。
 - 平日の早朝・夜間や土日、休日、年末年始など閉庁日は、留守番電話で対応させていただいております。

各センターの直通電話番号

▶ 都道府県庁所在地の市外局番 - 〇〇〇 - 1100 (裏表紙に記載)

インターネットによる相談

総務省行政相談センターに、メールにより相談できます。QRコード等は表紙をご覧ください。

来訪・手紙・FAXによる相談

総務省行政相談センターの所在地やFAX番号は裏表紙を、総合行政相談所の所在地は14ページをご覧ください。

行政相談委員にご相談いただけます

行政相談委員への相談は、「あなたの街の行政相談委員」(3・4ページ)をご覧ください。

行政相談の流れ

行政相談には、さまざまな受付窓口があります。受け付けたご相談は、事実関係などを確認して、国の行政機関などに対して、必要なあっせんや通知を行い、その結果は相談者にお知らせします。

こんな時は行政相談を
ご活用ください

国民の皆様(相談者)



問合せ



苦情



ご意見・ご要望

ステップ1 以下の窓口で行政相談を受け付け

総務省行政相談センター (愛称まぐみみ)

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視
行政相談センターの行政相談窓口(全国50か所)



行政苦情110番



インターネットによる相談

総合行政相談所

全国17都市の
デパートなどで開設

特別行政相談所など

災害時などに随時開設

行政相談委員

(全国に約5,000人配置)

- 総務大臣から委嘱された民間有識者
- 全国の市(区)町村に1人以上が配置
- 役場、公民館などで定期的に相談所を開設

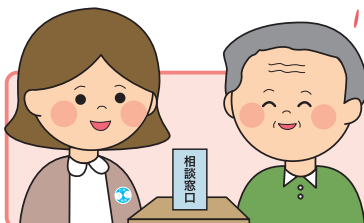
ステップ2 事実確認・調査、関係機関へ連絡

事実確認・調査、現地確認、関係者へのヒアリングを行い、
関係機関(国の行政機関など)に対しては、改善に向けた
あっせんなど必要な連絡を行います。

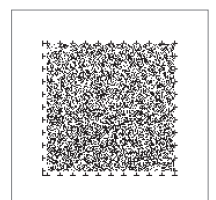


ステップ3 相談者へ結果の連絡

相談者に問合せへの回答や、関係機関における改善結果を連絡します。



国民の皆様(相談者)の
お困りごとを解決します。



このマークは
音声コードです。

あなたの街の行政相談委員に ご相談ください

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人(各市(区)町村に1人以上)が配置されています。地域における信望の厚い方々が、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。令和3年に行政相談委員制度は60周年を迎えました。

行政相談委員は、定期的に行政相談業務研修を受けるなど能力向上に努めていますので、安心してご相談ください。



身近な相談所でご相談いただけます

行政相談委員は、市(区)役所・町村役場・公民館など、あなたの街の身近な場所で定期的に相談所を開設し、苦情や相談を受け付けています。また、地域のイベント会場などで、不定期に相談所を開設することもあります。

相談所の開設日時や開設場所、行政相談委員への連絡については、お近くの総務省行政相談センター「きくみみ」(裏表紙)にお問い合わせいただくか、下記ホームページでご確認ください。



行政相談所(徳島県美馬市)

「健康保険に加入したのに、国民健康保険料も請求され困っている。」との相談を受け、国保の脱退手続を教示したところ、保険料を二重に支払わずに済むこととなり、相談者に喜ばれました。

あなたの街の行政相談所

検索



行政相談委員のさまざまな活動の場でご相談いただけます

行政相談出前教室



行政相談出前教室(長崎県西海市)

小学校、中学校、高校、大学等に出向いて、行政の役割や行政相談による改善事例を紹介しながら、行政相談についての授業を行っています。

学校関係者の皆様のご協力をお願いします。

児童から「通学路にサボテンが生い茂っているので、どうかしてほしい。」と相談。出前教室後に、担当する役所に出向いたところ、その日の下校時間までに対応していただけました。それを見た児童が「魔法使いみたい。」と大変喜んだと先生から連絡を受け、忘れられない事案になりました。

行政相談懇談会



行政相談懇談会(広島県広島市)

自治会、婦人会などの代表者や地域の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見・要望をお聞きしています。

懇談会開催へ地域の皆様のご協力をお願いします。

民生委員の会合に出席したところ、郵便ポストの設置要望や防災無線が聞き取りにくいといった意見をいただきました。

各地でのPR活動

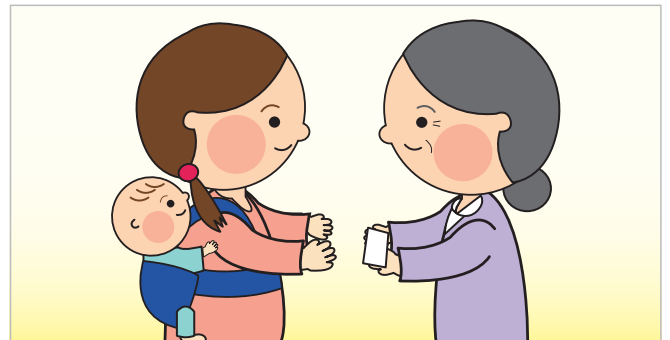
地元のテレビに出演して、方言も交えユーモラスに委員の活動を紹介するのを見て相談に来る方もおられます。
また、分かりやすいチラシを作成し、担当地域の全世帯で回覧しています。



ケーブルテレビへの出演(島根県出雲市)



行政相談パネル展の開催(青森県青森市)



お手製名刺で声かけ

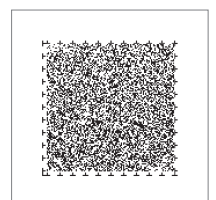
行政相談により改善した事例について紹介しました。
この日、来場した方から身近な困りごとの相談もお受けしました。

社会福祉協議会の活動の際に、若いお母さんに「困ったとき、いつでもね。」と手製の名刺を渡し、PRした結果、電話でも道でも相談を受けるようになりました。

行政相談委員は、総務大臣に意見を述べることができます

行政相談委員は、相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べるすることができます(行政相談委員法第4条)。

総務省から各府省に通知されるなど、行政運営の改善に役立てられています。



このマークは音声コードです。

こんな時は行政相談をご利用ください

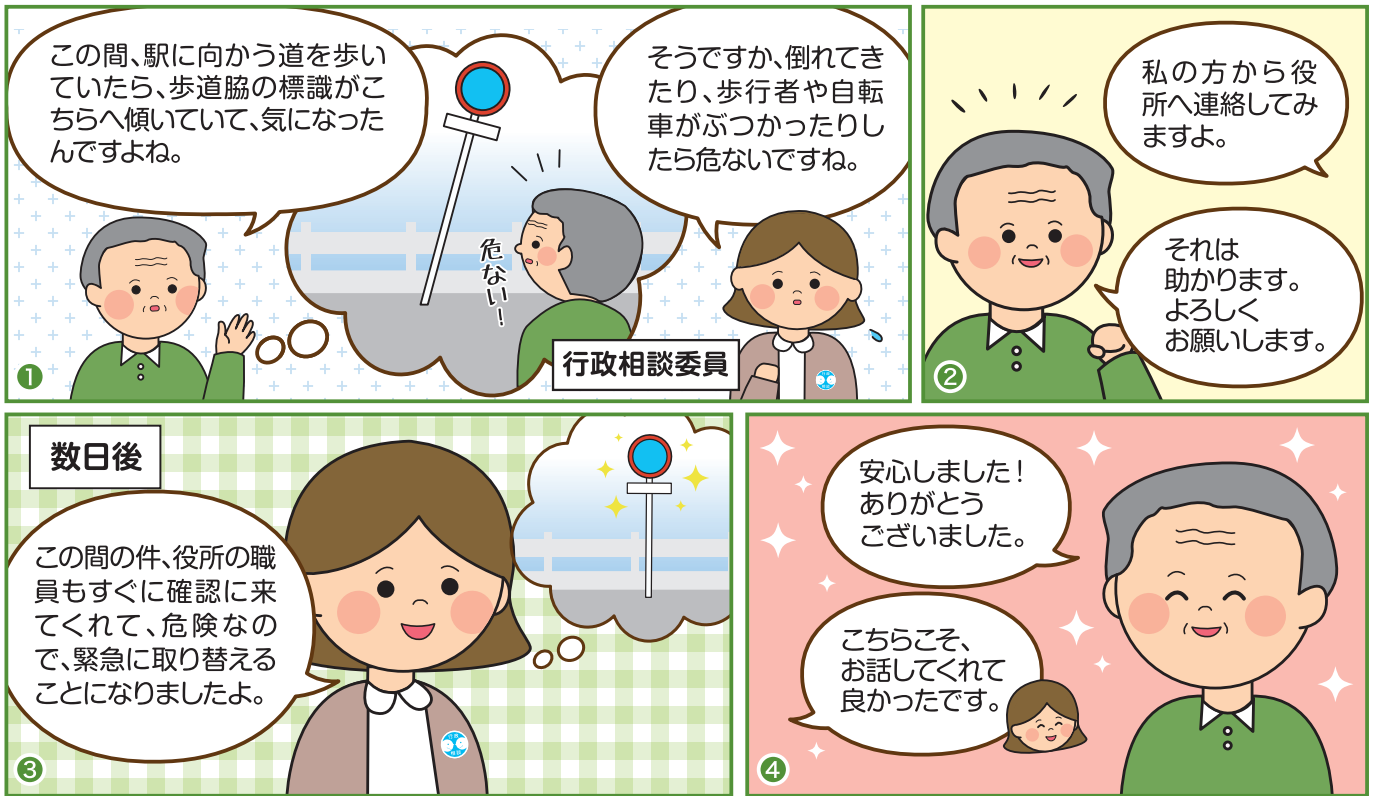
どこに相談したらよいか分からない



役所に申請したが、手続きが進まない



公共施設が壊れていて危険



行政相談について、さらにくわしく知りたい方は・・・

総務省ホームページ(行政相談関係)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html



総務省行政相談Twitter

@MIC_soudan

YouTube(総務省チャンネル)

広報動画を配信中です!

「ご存知ですか?行政相談」

https://www.youtube.com/watch?v=xMke1Co_tBE



「困ったら一人で悩まず行政相談」

<https://www.youtube.com/watch?v=LGiYTQKYPJA>



行政相談窓口の愛称

きくみみ

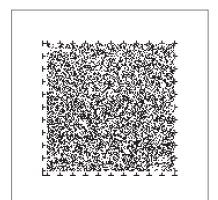
について

総務省では、行政相談を国民の皆様にも親しみやすく、気軽に利用してもらうため、行政相談窓口の愛称を「きくみみ」としました。



行政相談
マスコット
「キクーン」

総務省行政相談センター



このマークは
音声コードです。

こんなことも相談できます

身の回りの安全についての相談

①堤防の整備

相談

堤防が崩れている。満潮時に潮水が国道に降りかかって付近を走行する自動車危険なので、整備してもらえないか。



改善

相談を受けた行政相談委員が市役所に照会したところ、市役所からは、「民間企業の管理地であるため、協議検討する。」との返答を受けました。

その後、市役所から委員に、「同企業から無償で土地を譲渡されて市の財産となったため、市が破損箇所の整備を行った。」との改善の連絡がありました。



②危険な流木の撤去

相談

鉄橋の下の川に多数の流木がたまり、水かさが増すと危険であり、美観上も良くないので撤去してほしい。



改善

相談を受けた行政相談委員が、行政相談センター「きくみみ」を通して河川事務所へ連絡すると、鉄道会社に使用許可を出し、管理を行ってもらっているとのことでした。

このため、鉄道会社に連絡したところ、後日、流木が撤去されました。



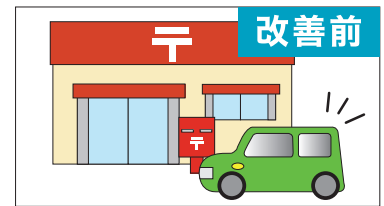
③郵便ポスト前の路上駐車

相談

郵便局前の郵便ポストに投函するため、路上駐車している人がいる。郵便局の駐車場を利用するよう注意してほしい。

改善

相談を受けた行政相談委員が、行政相談センター「きくみみ」へ連絡しました。同センターから郵便局へ対応を要請したところ、郵便ポストと郵便局の外壁に「路上駐車はご遠慮ください」と注意喚起する張り紙が貼られました。



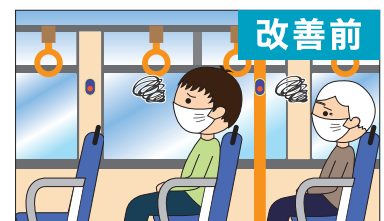
④バス車内の換気

相談

新型コロナへの対応で、各交通機関が換気を実践しているが、いつも使っている路線バスは、何度お願いしても窓を開けてもらえない。乗客には高齢者も多く何とかしてほしい。

改善

行政相談センター「きくみみ」から管轄の運輸支局に対応を要請したところ、同支局からバス事業者へ車内換気の実施と乗客への適切な案内に関して働きかけが行われ、運転手の対応が改善されました。



役所の決定に納得がいかない相談

①育児休業給付金の受給期間延長

相談

受給期間の延長が認められなかったことから、改善を求める相談が複数寄せられた。

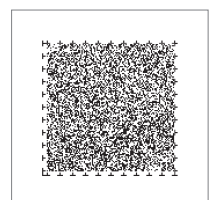
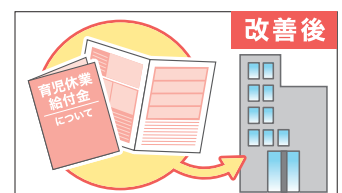
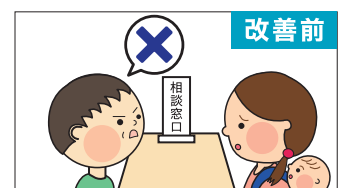
この延長は、復職のために保育所の入所申込みをしたが1歳の誕生日に入所できない場合に限定されるものであるため、次の理由により、それぞれ認められなかった。

- ① 保育所に空きがなかったため、入所を申込まなかった
- ② 入所希望の日付を誕生日より後にした
- ③ 誕生日までに申し込んだが、既に申込の締切りを過ぎていた

改善

行政苦情救済推進会議に付議した結果を踏まえ、行政評価局は、厚生労働省に対し、保護者の雇用継続の観点から、延長給付の具体的な事例を分かりやすく整理し、ハローワーク、事業主や被保険者、市町村等に改めて周知をするよう、あっせんしました。

厚生労働省は、リーフレットを作成し、都道府県労働局に対し、関係機関への周知を指示しました。



このマークは音声コードです。

②住居確保給付金の不支給決定の取消し

相談

家賃の支払いが困難になったため、住居確保給付金を受給しようとしたが、不支給決定通知が届いた。本当に受給できないのだろうか。



改善

行政相談センター「きくみみ」が調べたところ、相談者のケースは、住居確保給付金の受給要件に該当する可能性が考えられたことから、福祉事務所に問い合わせたところ、不支給決定が取り消されて受給できることになりました。



複数の機関が関係する相談

外国人留学生の住民票への通称記載

相談

私は外国人留学生で、普段は通称を使用して生活している。卒業後も日本での生活を希望し、市役所に住民票へ通称の記載を申請したところ、在学証明書の提出を求められた。

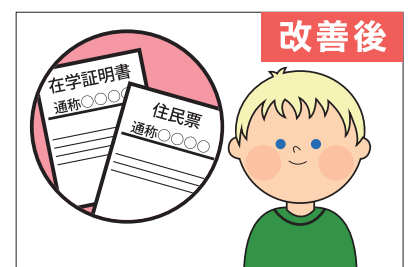


そのため大学に申請したところ、通称が記載された住民票の提出を求められた。

市役所、大学ともに相手の発行する通称使用の資料を求めており、何とかしてほしい。

改善

行政相談センター「きくみみ」が住民票制度の所管庁に確認したところ、外国人住民の通称の住民基本台帳への登録については、市町村において客観的に明らかとなる資料等により確認すること、その資料については市町村が個別に判断することでした。



「きくみみ」から市に対して、確認する資料を何にするか、また通称を認めるかなどの検討の余地がないか連絡するとともに、相談者に大学に再度依頼するよう案内しました。

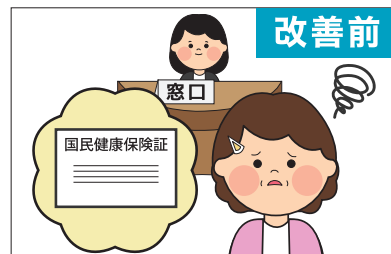
その結果、市から連絡があったこともあり、大学において通称が記載された在学証明書が発行され、住民票に通称が記載されることとなりました。

必要な場合は、ルールを見直して 解決を図ります

有効期限切れの保険証の破棄

相談

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、窓口で有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められる。被保険者証は、受診する病院で確認されるため、悪用されることは考えられない。返却せず、自分で破棄してもよいのではないか。



改善

行政苦情救済推進会議に付議した結果を踏まえ、行政評価局は、厚生労働省に対し、①有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証などを被保険者自身で破棄することが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと、②①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知するようあっせんしました。



厚生労働省は、このあっせんを受け、①のとおり省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県、市区町村等に周知する措置を行いました。

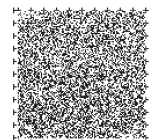
これにより、被保険者自身が有効期限切れの被保険者証を破棄することが可能となりました。

行政苦情救済推進会議とは

総務大臣が委嘱した民間の有識者により、全国的な制度・運営の改善が必要な相談や行政相談委員から寄せられた行政に対する意見についての確かつ効果的な処理を推進するため、審議を行っています。

総務省本省の行政苦情救済推進会議のメンバー（敬称略）

- ◎ 江利川 毅（公益財団法人医療科学研究所理事長）
- 小野 勝久（公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長）
- 梶田 信一郎（元内閣法制局長官）
- 齋藤 誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 榊原 一夫（弁護士、元大阪高等検察庁検事長）
- 高橋 滋（法政大学法学部教授）
- 南 砂（読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長）
- ◎…座長（令和4年3月現在）



このマークは
音声コードです。

解決が困難な問題でも、行政苦情救済推進会議において審議し、解決を促進！

さらに、さまざまな場面で ご相談いただけます

新型コロナに関連する支援制度や相談窓口の情報を
ご覧いただけます。ぜひ行政相談をご利用ください

総務省ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度や相談窓口の情報を都道府県別に掲載していますので、皆様の地元の情報をぜひご利用ください。

また、令和2年1月の発生以来、新型コロナウイルス感染症関連の相談にも対応しており、受付件数の累計は約3万3千件(令和3年12月末時点)となりました。

総務省ホームページ

支援措置の窓口リスト

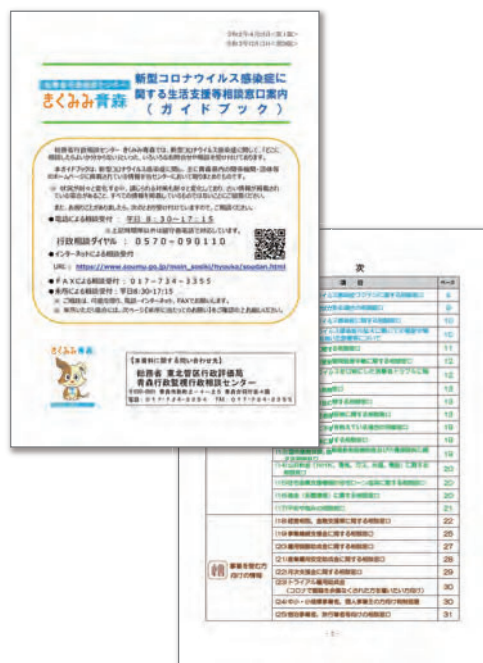
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内

全国の総務省行政相談センター「きくみみ」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を紹介した「窓口リスト」を作成しています(随時更新中)。
各種支援措置や手続きの特例などについて、お住まいの地域の情報を分かりやすくまとめた1冊のガイドブックになっておりますので、ご利用ください。

北海道	東北	関東	甲信越	東海・北陸
北海道	宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県	埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県	新潟県 山梨県 長野県	愛知県 富山県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県
近畿	中国	四国	九州	沖縄
大阪府 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県	広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県	香川県 徳島県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県

行政相談 コロナ

検索



感染防止対策をしておりますので、安心してご相談いただけます

相談対応にあたっては、パーティションの設置やオンライン相談を実施するなど感染防止に努めています。



パーティションの設置(北海道釧路市)



対応者

相談者

オンライン相談の様子(沖縄県那覇市)

災害時に支援制度や相談窓口の情報をご覧いただけます。 ぜひ行政相談をご利用ください

地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、総務省行政相談センターでは特別行政相談活動を行っています。

①「支援措置の窓口リスト」の作成・提供

被災者への支援制度や地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ホームページなどで公表するほか、市(区)町村や行政相談委員を通じて被災者に提供します。

②「災害相談用フリーダイヤル」の開設

被災者からの相談を通話料無料で受け付けるフリーダイヤルを開設します。

③「特別行政相談所」の開設

国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市(区)町村や行政相談委員などの協力を得て、被災地に「特別行政相談所」を開設し、被災者からの相談に応じます。



令和2年7月豪雨特別行政相談所での相談
(熊本県芦北町)

外国人の方もご相談いただけます

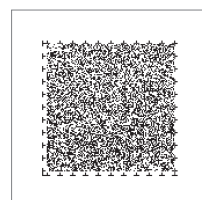
近年、日本で働き生活する在留外国人は増加し続けています。

日本人と外国人がともに安心して安全に暮らせる社会の実現を目指し、政府全体でさまざまな施策が実施される中、総務省の行政相談においても、外国人からの困りごと相談に対応するための取組を進めています。

- 多言語翻訳機の導入等による相談対応体制の整備
- 英語での行政相談メール受付
(kikumimi.japan@soumu.go.jp)
- 国際交流イベントなどでの外国人向け相談会の開催



外国人向け相談会への参加
(大阪府東大阪市)



このマークは
音声コードです。

一か所でさまざまな相談ができます

毎年10月の行政相談週間を中心に、国の行政機関（法務局や労働局等）、都道府県、市（区）町村などの職員が一堂に集まり、行政などへの苦情や意見、要望を一か所で相談できる一日合同行政相談所を開設しています。

一日合同行政相談所の開設日時等については、最寄りの総務省行政相談センター（裏表紙に記載）にお問い合わせいただくか、下記ホームページでご確認ください。



一日合同行政相談所（愛知県名古屋市）

行政相談週間

検索



コラム

外国オンブズマンとの交流

総務省の行政相談制度は、我が国の実情に即した公的なオンブズマンであると国際的に認識を得ています。国際会議に出席し行政相談制度を世界に発信することで、各国のオンブズマンとの交流活動を進めています。

また、行政相談制度に関心を持つベトナムやタイなどの国々と協力の覚書を締結し、研修生の受け入れ等を行っています。



行政相談委員とベトナムからの研修生の交流

※オンブズマン制度とは、高い識見と権威を備えた者（オンブズマン）が、国民の行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場からその原因を調査し、是正措置を勧告する制度。

全国主要都市のデパートなどで ご相談いただけます

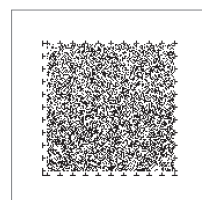
全国の17都市で、国の行政機関、地方公共団体や各種団体、行政相談委員などの協力を得て、総合行政相談所を開設しています。

街なかのデパートや公共施設などで毎日または定期的に開設していますので、お気軽にお立ち寄りください。

(注)新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、相談所の開設中止や開設時間の変更等をしている場合があります。
最新の情報は、お近くの総務省行政相談センター「きくみみ」(裏表紙)にお問い合わせください。

総合行政相談所所在地等一覧

都市	総合行政相談所	設置場所	電話番号
札幌	札幌総合行政相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	さっぽろ東急百貨店9階 〒060-8619 札幌市中央区北4条西2丁目1番地	011(212)2291 (直通)
仙台	行政困りごと相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	藤崎一番町館6階 〒980-8652 仙台市青葉区一番町3丁目4番1号	022(263)6201 (直通)
さいたま	さいたま総合行政相談所 (祝日・店休日を除く毎週月～土曜日開設)	武蔵浦和駅南ビル マーレA館2階 〒336-0022 さいたま市南区白幡5丁目19番19号	048(839)8150 (直通)
千葉	暮らしの行政相談所 ●美浜区(祝日を除く毎週水曜日開設) ●緑区(祝日を除く毎週火曜日開設)	美浜区高洲コミュニティセンター 〒261-0004 千葉市美浜区高洲3丁目12番1号	問合せ: 千葉行政監視行政相談センター 043(244)1100
		緑区鎌取コミュニティセンター 〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番2号	
東京	東京総合行政相談所 (店休日・年末年始を除く毎日開設)	西武池袋本店7階 〒171-8569 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号	03(3987)0229 (直通)
	世田谷行政なんでも相談所 (祝日を除く第2・第4火曜日開設)	世田谷郵便局1階 〒154-8799 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目1番1号	問合せ: 東京行政評価事務所 03(3363)1100
	浅草行政なんでも相談所 (祝日を除く第2・第4金曜日開設)	台東区生涯学習センター1階 〒111-8621 東京都台東区西浅草3丁目25番16号	
横浜	かながわ総合行政相談所 (毎週木曜日開設)	港南台214ビル3階 〒234-0054 横浜市港南区港南台3丁目3番1号	問合せ: 神奈川行政評価事務所 045(681)1100
名古屋	くらしの行政・法律相談所 (祝日・年末年始を除く毎日開設)	ニューサカエビル9階 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目23番18号	052(961)4522 (直通)
大阪	大阪総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	大丸 心斎橋店南館8階 〒542-8501 大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号	06(6241)5111 (直通)
堺	堺すいよう行政相談所 (祝日を除く原則毎週水曜日開設)	高島屋堺店6階 〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地	問合せ: 近畿管区行政評価局 06(6941)8358
京都	京都総合行政相談所 ●京都高島屋(毎月第1火曜日開設) ●ウィングス京都(毎月第3金曜日開設)	京都高島屋 屋上階 特設会場 〒600-8520 京都市下京区四条通河原町西入真町52	問合せ: 京都行政監視行政相談センター 075(802)1100
		ウィングス京都2階(1・2会議室またはセミナー室) 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262	
広島	行政困りごとなんでも相談所 (店休日を除く毎日開設)	そごう広島店本館9階 〒730-8501 広島市中区基町6番27号	082(223)6030 (直通)
福岡	福岡くらし・行政相談コーナー (年末年始を除く毎週月～土曜日開設)	ソラリアステージ6階 西鉄ホール ホワイエ内 〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目11番3号	092(781)7830 (直通)
北九州	北九州くらし・行政相談コーナー (年末年始を除く毎週金曜日開設)	小倉井筒屋新館8階商品券売場奥 応接室 〒802-8511 北九州市小倉北区船場町1番1号	093(531)6710 (直通)
熊本	暮らしの総合相談所 (毎月第1～第4水曜日開設)	くまもと県民交流館 パレア 〒860-8554 熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもと内	問合せ: 熊本行政評価事務所 096(324)1662
那覇	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週月～金曜日開設)	那覇中央郵便局1階ロビー 〒900-8799 那覇市壺川3丁目3番8号	098(836)4910 (直通)



このマークは
音声コードです。

総務省行政相談センターまぐみみ所在地等一覧

名称	愛称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道管区行政評価局	きくみみ北海道	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100	011(709)1842
函館行政監視行政相談センター	きくみみ函館	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100	0138(23)0919
旭川行政監視行政相談センター	きくみみ旭川	078-8501	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100	0166(38)3013
釧路行政監視行政相談センター	きくみみ釧路	085-0022	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100	0154(23)7137
東北管区行政評価局	きくみみ宮城	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100	022(262)7844
青森行政監視行政相談センター	きくみみ青森	030-0801	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100	017(734)3355
岩手行政監視行政相談センター	きくみみ岩手	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100	019(624)1155
秋田行政監視行政相談センター	きくみみ秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100	018(824)1427
山形行政監視行政相談センター	きくみみ山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100	023(632)3117
福島行政監視行政相談センター	きくみみ福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100	024(534)1102
関東管区行政評価局	きくみみ埼玉	330-9717	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100	048(600)2336
茨城行政監視行政相談センター	きくみみ茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100	029(221)3349
栃木行政監視行政相談センター	きくみみ栃木	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100	028(637)4809
群馬行政監視行政相談センター	きくみみ群馬	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100	027(221)1649
千葉行政監視行政相談センター	きくみみ千葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100	043(246)9829
東京行政評価事務所	きくみみ東京	169-0073	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100	03(5331)1761
神奈川行政評価事務所	きくみみ神奈川	231-0023	横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100	045(664)9316
新潟行政評価事務所	きくみみ新潟	950-8628	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100	025(282)1124
山梨行政監視行政相談センター	きくみみ山梨	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100	055(251)9223
長野行政監視行政相談センター	きくみみ長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100	026(232)4529
中部管区行政評価局	きくみみ愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100	052(972)7419
富山行政監視行政相談センター	きくみみ富山	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076(431)1100	076(442)8646
(令和4年6月下旬に右記に移転予定)		930-0085	富山市丸の内1-5-13 富山丸の内合同庁舎5階		
石川行政評価事務所	きくみみ石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(264)1100	076(222)5233
岐阜行政監視行政相談センター	きくみみ岐阜	500-8114	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100	058(248)6755
静岡行政監視行政相談センター	きくみみ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100	054(254)6513
三重行政監視行政相談センター	きくみみ三重	514-0033	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100	059(227)6662
近畿管区行政評価局	きくみみ大阪	540-8533	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6942)1100	06(6941)8988
福井行政監視行政相談センター	きくみみ福井	910-0859	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100	0776(26)4445
滋賀行政監視行政相談センター	きくみみ滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100	077(525)1149
京都行政監視行政相談センター	きくみみ京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075(802)1100	075(802)1180
兵庫行政評価事務所	きくみみ兵庫	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100	078(333)7919
奈良行政監視行政相談センター	きくみみ奈良	630-8213	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100	0742(24)0303
和歌山行政監視行政相談センター	きくみみ和歌山	640-8143	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073(422)1100	073(436)5899
中国四国管区行政評価局	きくみみ広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100	082(228)4955
鳥取行政監視行政相談センター	きくみみ鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100	0857(24)5942
島根行政監視行政相談センター	きくみみ島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100	0852(21)2444
岡山行政監視行政相談センター	きくみみ岡山	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100	086(221)5661
山口行政監視行政相談センター	きくみみ山口	753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100	083(922)1593
四国行政評価支局	きくみみ香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(826)1100	087(826)0677
徳島行政監視行政相談センター	きくみみ徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100	088(655)5158
愛媛行政監視行政相談センター	きくみみ愛媛	790-0808	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100	089(934)5917
高知行政監視行政相談センター	きくみみ高知	780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100	088(824)4194
九州管区行政評価局	きくみみ福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(473)1100	092(431)8317
佐賀行政監視行政相談センター	きくみみ佐賀	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100	0952(22)2652
長崎行政監視行政相談センター	きくみみ長崎	852-8106	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1100	095(849)1102
熊本行政評価事務所	きくみみ熊本	860-0047	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 B棟	096(326)1100	096(324)1663
大分行政監視行政相談センター	きくみみ大分	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100	097(532)3790
宮崎行政監視行政相談センター	きくみみ宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100	0985(24)3371
鹿児島行政監視行政相談センター	きくみみ鹿児島	892-0812	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100	099(224)3248
沖縄行政評価事務所	きくみみ沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100	098(866)0158

(令和4年3月現在) ※令和4年3月以降、所在地を移転している場合があるため、最新の所在地は、HPでご確認ください。

総務省 行政評価局行政相談企画課、行政相談管理官

〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 03-5253-5111 (代表)